

文化資源を活用した観光振興についての提言 施策集

施策 I 文化財を守り・活かす人材の育成

1. 国による自治体職員を対象とした専門研修の実施

地方自治体、とりわけ市町村では、文化財の保全・活用を中心となって担える職員が確保できていない。全体の自治体職員数を抑制している中で、文化財を活かすための少数精鋭の職員を育成することが喫緊の課題である。国において自治体職員を対象とした専門研修の実施・拡充を行い、各自治体の人材育成を支援することを求める。

【研修の現状】

- ・文化庁による業務研修を実施
- ・国立奈良文化財研究所で専門職養成研修プログラムを実施
- ・国立文化財機構で一部分野については研修を開催

【具体的施策】(例)

- ・まちづくり、観光等の担当職員を対象とした文化財活用のための研修
- ・特定の専門に偏らない行政的アプローチを含む職員育成講座（大学への委託実施も視野に）
- ・建造物等の文化財の維持管理コスト低減のための研修
- ・都道府県及び市町村職員等を対象とした文化財の調査・保存・活用に係る基礎的研修
- ・多岐に及ぶ文化財行政に対応した複数年にわたる専門研修
- ・研修・説明会の文化庁地域文化創生本部での実施

2. 国による技術者等の育成・継承支援

文化財の保全・活用を進める上で、民間の専門家や技術者を全国各地域で育成・確保することは大前提となる。歴史的建造物等を観光面等も含めて活用を進める専門家や、無形文化財等を継承する上で欠かせないにも関わらず支援の手が及んでいない素材生産者等の育成について、国の支援の対象とすることを求める。

【具体的施策】(例)

- ・文化財の活用の核となるヘリテージマネージャー(歴史的建造物の保全活用に係る専門家)、コーディネーターの育成及び活動支援
- ・文化財保護に欠かせない大工、石工、庭園技術者、樹木医等の育成のための実技研修
- ・不足している重要文化財建造物修理工事主任技術者、銃砲刀剣類登録のための審査員の育成
- ・無形文化財等を継承する上で欠かせない素材生産者、技術者の育成

施策Ⅱ 地域にちりばめられた輝く文化財の活用

1. 未指定の文化財を含めた地域の文化財の総合的活用

(例)

- 未指定の文化財を含めた地域の文化財を総合的に情報発信し観光資源としての活用を促進（災害遺産についても）
 - ・ 文化遺産総合活用推進事業（文化芸術振興費補助金）における「地域の文化遺産次世代継承事業」の補助対象の拡充等
- 文化財等の観光面での魅力を増進するための取組を促進
 - ・ コンサルタント、ワークショップ等を活用する「観光客増加モデル事業」の実施
- 国宝等の指定文化財のみならず未指定文化財を含めた施設全体の修理・保全の支援
- 登録文化財の修理費用への財政支援
- 文化財や遺産等を活用して地元自治体が行う歴史学習・研究に資する施設整備への支援
- 地域の文化財改修等のための寄付の推進
 - ・ 特定公益増進法人に対する寄付、指定寄付金について法人税の優遇対象を国指定重要文化財から自治体指定の文化財等に拡充
 - ・ 寄付金の税優遇制度（法人税の損金算入）の限度額（資本金等 1,000 万円、所得合計 1,500 万円、1 年決算法人の場合は 10 万円）の引き上げ

2. 多様な方法による地域の文化財の魅力発信

(例)

- 映画撮影等での活用による地域の文化財等の魅力発信
 - ・ フィルムコミッションの活動支援及びロケ地情報のデータベース化支援
- 地域の音楽、演劇、舞踊等の活用促進
 - ・ 文化芸術創造拠点形成事業（文化芸術振興費補助金）の予算額増額
- 「日本遺産」の継続的な PR
 - ・ 日本遺産魅力発信推進事業（文化芸術振興費補助金）の予算額増額及び継続的（認定後 4 年目（2020 年）以降）な財源確保
- 文化財の修復現場公開による観光活用
 - ・ 大分県「文化財の戦略的保存・活用推進事業」の横展開の促進

施策Ⅲ 多言語対応による文化財の魅力伝達

(例)

- 文化財の多言語対応の案内板設置及びパンフレット整備等
 - ・ よく使用される文化財関係の用語について全国共通の多言語の翻訳例集の作成
 - ・ 文化財所有者に案内板設置へのインセンティブ付与
 - ・ 国際観光旅客税の充当
 - ・ 文化庁の歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業、文化遺産総合活用推進事業における案内板多言語化等の厳しい要件（「観光立国ショーケースに選定された地域を対象」等）の弾力化及び外部委託経費等の少額補助の容認
- 多言語による伝統芸能等の公演開催
 - ・ 劇場、ホール等における多言語で台詞、歌詞等を表示するための字幕スーパー表示器の導入支援
- 多言語による建造物等のガイド案内の充実及び定期的実施
 - ・ 建造物等での勤務者や職人等を対象とした多言語ガイド等の研修実施支援
 - ・ 奈良県「歴史文化資源説明力向上研修」の横展開の支援
- 文化財周辺での Wi-fi 環境整備
 - ・ 世界文化遺産の構成資産の登録地等での Wi-fi 環境整備に補助対象を拡大（現行は観光案内所等に限定されている）

施策Ⅳ 文化財の多面的活用のための環境整備

(例)

- 寺院等での宿泊等による文化体験の推進（例：スペインのパラドール）
 - ・ 農家民泊のように宿泊事業を行う場合の文化財保護法、旅館業法の特例措置
 - ・ 伝統的建造物群保存地区、国登録文化財などの古民家を宿泊施設等として改修する費用の補助
- 博物館の多面的活用の推進
 - ・ 展示機能のみならず、物販販売、郷土料理の提供、文化体験機能など、複合的・総合的な機能を持つ博物館の施策展開への財政支援

施策Ⅴ 地方が自由に活用できる財源の確保

国際観光旅客税収の一部を地方への交付金として確保するなど、地方がアイデアを活かして観光振興へ文化財等を活用できるようにするための財源を確保することを求める。

(例)

- 意欲の高い自治体がハード・ソフト両面で活用できる自由度の高い交付金等の創設
- 世界遺産を保有する自治体への保存・管理に関する支援（国際観光旅客税収の地方への配分を含む）